

議案第 82 号

訴えの提起について

別紙、訴状記載の訴えを提起するにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 29 年 9 月 5 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

収入印紙

56,000 円

訴 状

平成29年 月 日

徳島地方裁判所 御中

原告指定代理人 芳賀 真

同 船越 達也

同 橋本 ますみ

同 藤本 裕之

同 泉 由美子

同 森 博史

同 津川 慎一郎

同 中村 健人

(送達場所)

〒773-8501

徳島県小松島市横須町1番1号

原告 小松島市

同代表者市長 濱田 保徳

電話 0885-32-2123

FAX 0885-33-3253

〒773-

徳島県小松島市

被告 A

〒773-

徳島県小松島市

被告 B

保証債務履行請求事件

訴訟物の価額 金 11,747,033 円

貼用印紙額 金 56,000 円

第1 請求の趣旨

1 被告らは、原告に対し、連帯して金7,667,061円及びうち元金11,140円に対する平成4年12月1日から、元金11,172円に対する平成5年1月1日から、元金11,205円に対する平成5年2月1日から、元金11,238円に対する平成5年3月1日から、元金11,270円に対する平成5年4月1日から、元金11,603円に対する平成6年2月1日から、元金11,637円に対する平成6年3月1日から、元金11,671円に対する平成6年4月1日から、元金11,705円に対する平成6年5月1日から、

元金 11,739 円に対する平成 6 年 6 月 1 日から、元金 11,774 円に対する平成 6 年 7 月 1 日から、元金 11,808 円に対する平成 6 年 8 月 1 日から、元金 11,842 円に対する平成 6 年 9 月 1 日から、元金 11,877 円に対する平成 6 年 10 月 1 日から、元金 11,912 円に対する平成 6 年 11 月 1 日から、元金 11,946 円に対する平成 6 年 12 月 1 日から、元金 11,981 円に対する平成 7 年 1 月 1 日から、元金 12,016 円に対する平成 7 年 2 月 1 日から、元金 12,051 円に対する平成 7 年 3 月 1 日から、元金 12,086 円に対する平成 7 年 4 月 1 日から、元金 12,122 円に対する平成 7 年 5 月 1 日から、元金 12,157 円に対する平成 7 年 6 月 1 日から、元金 12,192 円に対する平成 7 年 7 月 1 日から、元金 12,228 円に対する平成 7 年 8 月 1 日から、元金 12,264 円に対する平成 7 年 9 月 1 日から、元金 12,299 円に対する平成 7 年 10 月 1 日から、元金 12,335 円に対する平成 7 年 11 月 1 日から、元金 12,371 円に対する平成 7 年 12 月 1 日から、元金 12,407 円に対する平成 8 年 1 月 1 日から、元金 12,444 円に対する平成 8 年 2 月 1 日から、元金 12,480 円に対する平成 8 年 3 月 1 日から、元金 12,516 円に対する平成 8 年 4 月 1 日から、元金 12,553 円に対する平成 8 年 5 月 1 日から、元金 12,589 円に対する平成 8 年 6 月 1 日から、元金 12,626 円に対する平成 8 年 7 月 1 日から、元金 12,663 円に対する平成 8 年 8 月 1 日から、元金 12,700 円に対する平成 8 年 9 月 1 日から、元金 12,737 円に対する平成 8 年 10 月 1 日から、元金 12,774 円に対する平成 8 年 11 月 1 日から、元金 12,811 円に対する平成 8 年 12 月 1 日から、元金 12,849 円に対する平成 9 年 1 月 1 日から、元金 12,886 円に対する平成 9 年 2 月 1 日から、元金 12,924 円に対する平成 9 年 3 月 1 日から、元金 12,961 円に対する平成 9 年 4 月 1 日から、元金 12,999 円に対する平成 9 年 5 月 1 日から、元金 13,037 円に対する平成 9 年 6 月 1 日から、元金 13,075 円に対する平成 9 年 7 月 1 日から、元金 13,113 円に対する平成 9 年 8 月 1 日から、元金 13,152 円に対する平成 9 年 9 月 1 日から、元金 13,190 円に対する平成 9 年 10 月 1 日から、元金 13,228 円に対する平成 9 年 11 月 1 日から、元金 13,267 円に対する平成 9 年 12 月 1 日から、元金 13,306 円に対する平成 10 年 1 月 1 日から、元金 13,344 円に対する平成 10 年 2 月 1 日から、元金 13,383 円に対する平成 10 年 3 月 1 日から、元金 13,422 円に対する平成 10 年 4 月 1 日から、元金 13,462 円に対する平成 10 年 5 月

1日から、元金 13,501 円に対する平成 10 年 6 月 1 日から、元金 13,540 円に対する平成 10 年 7 月 1 日から、元金 13,580 円に対する平成 10 年 8 月 1 日から、元金 13,619 円に対する平成 10 年 9 月 1 日から、元金 13,659 円に対する平成 10 年 10 月 1 日から、元金 13,699 円に対する平成 10 年 11 月 1 日から、元金 13,739 円に対する平成 10 年 12 月 1 日から、元金 13,779 円に対する平成 11 年 1 月 1 日から、元金 13,819 円に対する平成 11 年 2 月 1 日から、元金 13,859 円に対する平成 11 年 3 月 1 日から、元金 13,900 円に対する平成 11 年 4 月 1 日から、元金 13,940 円に対する平成 11 年 5 月 1 日から、元金 13,981 円に対する平成 11 年 6 月 1 日から、元金 14,022 円に対する平成 11 年 7 月 1 日から、元金 14,063 円に対する平成 11 年 8 月 1 日から、元金 14,104 円に対する平成 11 年 9 月 1 日から、元金 14,145 円に対する平成 11 年 10 月 1 日から、元金 14,186 円に対する平成 11 年 11 月 1 日から、元金 14,227 円に対する平成 11 年 12 月 1 日から、元金 14,269 円に対する平成 12 年 1 月 1 日から、元金 14,311 円に対する平成 12 年 2 月 1 日から、元金 14,352 円に対する平成 12 年 3 月 1 日から、元金 14,394 円に対する平成 12 年 4 月 1 日から、元金 14,436 円に対する平成 12 年 5 月 1 日から、元金 14,478 円に対する平成 12 年 6 月 1 日から、元金 14,520 円に対する平成 12 年 7 月 1 日から、元金 14,563 円に対する平成 12 年 8 月 1 日から、元金 14,605 円に対する平成 12 年 9 月 1 日から、元金 14,648 円に対する平成 12 年 10 月 1 日から、元金 14,691 円に対する平成 12 年 11 月 1 日から、元金 14,733 円に対する平成 12 年 12 月 1 日から、元金 14,776 円に対する平成 13 年 1 月 1 日から、元金 14,820 円に対する平成 13 年 2 月 1 日から、元金 14,863 円に対する平成 13 年 3 月 1 日から、元金 14,906 円に対する平成 13 年 4 月 1 日から、元金 14,950 円に対する平成 13 年 5 月 1 日から、元金 14,993 円に対する平成 13 年 6 月 1 日から、元金 15,037 円に対する平成 13 年 7 月 1 日から、元金 15,081 円に対する平成 13 年 8 月 1 日から、元金 15,125 円に対する平成 13 年 9 月 1 日から、元金 15,169 円に対する平成 13 年 10 月 1 日から、元金 15,213 円に対する平成 13 年 11 月 1 日から、元金 15,257 円に対する平成 13 年 12 月 1 日から、元金 15,302 円に対する平成 14 年 1 月 1 日から、元金 15,347 円に対する平成 14 年 2 月 1 日から、元金 15,391 円に対する平成 14 年 3 月 1 日から、元金 15,436

円に対する平成14年4月1日から、元金15,481円に対する平成14年5月1日から、元金15,526円に対する平成14年6月1日から、元金15,572円に対する平成14年7月1日から、元金15,617円に対する平成14年8月1日から、元金15,663円に対する平成14年9月1日から、元金15,708円に対する平成14年10月1日から、元金15,754円に対する平成14年11月1日から、元金15,800円に対する平成14年12月1日から、元金15,846円に対する平成15年1月1日から、元金15,892円に対する平成15年2月1日から、元金15,939円に対する平成15年3月1日から、元金15,985円に対する平成15年4月1日から、元金16,032円に対する平成15年5月1日から、元金16,079円に対する平成15年6月1日から、元金16,126円に対する平成15年7月1日から、元金16,173円に対する平成15年8月1日から、元金16,220円に対する平成15年9月1日から、元金16,267円に対する平成15年10月1日から、元金16,315円に対する平成15年11月1日から、元金16,362円に対する平成15年12月1日から、元金16,410円に対する平成16年1月1日から、元金16,458円に対する平成16年2月1日から、元金16,506円に対する平成16年3月1日から、元金16,554円に対する平成16年4月1日から、元金16,602円に対する平成16年5月1日から、元金16,651円に対する平成16年6月1日から、元金16,699円に対する平成16年7月1日から、元金16,748円に対する平成16年8月1日から、元金16,797円に対する平成16年9月1日から、元金16,846円に対する平成16年10月1日から、元金16,895円に対する平成16年11月1日から、元金16,944円に対する平成16年12月1日から、元金16,993円に対する平成17年1月1日から、元金17,043円に対する平成17年2月1日から、元金17,093円に対する平成17年3月1日から、元金17,143円に対する平成17年4月1日から、元金17,193円に対する平成17年5月1日から、元金17,243円に対する平成17年6月1日から、元金17,293円に対する平成17年7月1日から、元金17,343円に対する平成17年8月1日から、元金17,394円に対する平成17年9月1日から、元金17,445円に対する平成17年10月1日から、元金17,496円に対する平成17年11月1日から、元金17,547円に対する平成17年12月1日から、元金17,598円に対する平成18年1月1日から、元金17,649円に対する平成18年2月1日か

ら、元金 17,701 円に対する平成 18 年 3 月 1 日から、元金 17,752 円に対する平成 18 年 4 月 1 日から、元金 17,804 円に対する平成 18 年 5 月 1 日から、元金 17,856 円に対する平成 18 年 6 月 1 日から、元金 17,908 円に対する平成 18 年 7 月 1 日から、元金 17,960 円に対する平成 18 年 8 月 1 日から、元金 18,013 円に対する平成 18 年 9 月 1 日から、元金 18,065 円に対する平成 18 年 10 月 1 日から、元金 18,118 円に対する平成 18 年 11 月 1 日から、元金 18,171 円に対する平成 18 年 12 月 1 日から、元金 18,224 円に対する平成 19 年 1 月 1 日から、元金 18,277 円に対する平成 19 年 2 月 1 日から、元金 18,330 円に対する平成 19 年 3 月 1 日から、元金 18,384 円に対する平成 19 年 4 月 1 日から、元金 18,437 円に対する平成 19 年 5 月 1 日から、元金 18,491 円に対する平成 19 年 6 月 1 日から、元金 18,545 円に対する平成 19 年 7 月 1 日から、元金 18,599 円に対する平成 19 年 8 月 1 日から、元金 18,653 円に対する平成 19 年 9 月 1 日から、元金 18,708 円に対する平成 19 年 10 月 1 日から、元金 18,762 円に対する平成 19 年 11 月 1 日から、元金 18,817 円に対する平成 19 年 12 月 1 日から、元金 18,872 円に対する平成 20 年 1 月 1 日から、元金 18,927 円に対する平成 20 年 2 月 1 日から、元金 18,982 円に対する平成 20 年 3 月 1 日から、元金 19,038 円に対する平成 20 年 4 月 1 日から、元金 19,093 円に対する平成 20 年 5 月 1 日から、元金 19,149 円に対する平成 20 年 6 月 1 日から、元金 19,205 円に対する平成 20 年 7 月 1 日から、元金 19,261 円に対する平成 20 年 8 月 1 日から、元金 19,317 円に対する平成 20 年 9 月 1 日から、元金 19,373 円に対する平成 20 年 10 月 1 日から、元金 19,430 円に対する平成 20 年 11 月 1 日から、元金 19,486 円に対する平成 20 年 12 月 1 日から、元金 19,543 円に対する平成 21 年 1 月 1 日から、元金 19,600 円に対する平成 21 年 2 月 1 日から、元金 19,657 円に対する平成 21 年 3 月 1 日から、元金 19,715 円に対する平成 21 年 4 月 1 日から、元金 19,772 円に対する平成 21 年 5 月 1 日から、元金 19,830 円に対する平成 21 年 6 月 1 日から、元金 19,888 円に対する平成 21 年 7 月 1 日から、元金 19,946 円に対する平成 21 年 8 月 1 日から、元金 20,004 円に対する平成 21 年 9 月 1 日から、元金 20,062 円に対する平成 21 年 10 月 1 日から、元金 20,121 円に対する平成 21 年 11 月 1 日から、元金 20,179 円に対する平成 21 年 12 月 1 日から、元金 20,238 円に対する平

成 22 年 1 月 1 日から、元金 20,297 円に対する平成 22 年 2 月 1 日から、元金 20,357 円に対する平成 22 年 3 月 1 日から、元金 20,416 円に対する平成 22 年 4 月 1 日から、元金 20,475 円に対する平成 22 年 5 月 1 日から、元金 20,535 円に対する平成 22 年 6 月 1 日から、元金 20,595 円に対する平成 22 年 7 月 1 日から、元金 20,655 円に対する平成 22 年 8 月 1 日から、元金 20,715 円に対する平成 22 年 9 月 1 日から、元金 20,776 円に対する平成 22 年 10 月 1 日から、元金 20,836 円に対する平成 22 年 11 月 1 日から、元金 20,897 円に対する平成 22 年 12 月 1 日から、元金 20,958 円に対する平成 23 年 1 月 1 日から、元金 21,019 円に対する平成 23 年 2 月 1 日から、元金 21,081 円に対する平成 23 年 3 月 1 日から、元金 21,142 円に対する平成 23 年 4 月 1 日から、元金 21,204 円に対する平成 23 年 5 月 1 日から、元金 21,266 円に対する平成 23 年 6 月 1 日から、元金 21,328 円に対する平成 23 年 7 月 1 日から、元金 21,390 円に対する平成 23 年 8 月 1 日から、元金 21,452 円に対する平成 23 年 9 月 1 日から、元金 21,515 円に対する平成 23 年 10 月 1 日から、元金 21,577 円に対する平成 23 年 11 月 1 日から、元金 21,640 円に対する平成 23 年 12 月 1 日から、元金 21,704 円に対する平成 24 年 1 月 1 日から、元金 21,767 円に対する平成 24 年 2 月 1 日から、元金 21,830 円に対する平成 24 年 3 月 1 日から、元金 21,894 円に対する平成 24 年 4 月 1 日から、元金 21,958 円に対する平成 24 年 5 月 1 日から、元金 22,022 円に対する平成 24 年 6 月 1 日から、元金 22,086 円に対する平成 24 年 7 月 1 日から、元金 22,151 円に対する平成 24 年 8 月 1 日から、元金 22,215 円に対する平成 24 年 9 月 1 日から、元金 22,280 円に対する平成 24 年 10 月 1 日から、元金 22,345 円に対する平成 24 年 11 月 1 日から、元金 22,410 円に対する平成 24 年 12 月 1 日から、元金 22,475 円に対する平成 25 年 1 月 1 日から、元金 22,541 円に対する平成 25 年 2 月 1 日から、元金 22,607 円に対する平成 25 年 3 月 1 日から、元金 22,673 円に対する平成 25 年 4 月 1 日から、元金 22,739 円に対する平成 25 年 5 月 1 日から、元金 22,805 円に対する平成 25 年 6 月 1 日から、元金 22,872 円に対する平成 25 年 7 月 1 日から、元金 22,938 円に対する平成 25 年 8 月 1 日から、元金 23,005 円に対する平成 25 年 9 月 1 日から、元金 23,072 円に対する平成 25 年 10 月 1 日から、元金 23,140 円に対する平成 25 年 11 月 1 日から、元金 23,207

円に対する平成25年12月1日から、元金23,275円に対する平成26年1月1日から、元金23,343円に対する平成26年2月1日から、元金23,411円に対する平成26年3月1日から、元金23,479円に対する平成26年4月1日から、元金23,548円に対する平成26年5月1日から、元金23,616円に対する平成26年6月1日から、元金23,685円に対する平成26年7月1日から、元金23,754円に対する平成26年8月1日から、元金23,823円に対する平成26年9月1日から、元金23,893円に対する平成26年10月1日から、元金23,963円に対する平成26年11月1日から、元金24,033円に対する平成26年12月1日から、元金24,103円に対する平成27年1月1日から、元金24,173円に対する平成27年2月1日から、元金24,243円に対する平成27年3月1日から、元金24,314円に対する平成27年4月1日から、元金24,385円に対する平成27年5月1日から、元金24,456円に対する平成27年6月1日から、元金24,528円に対する平成27年7月1日から、元金24,599円に対する平成27年8月1日から、元金24,671円に対する平成27年9月1日から、元金24,743円に対する平成27年10月1日から、元金24,815円に対する平成27年11月1日から、元金24,887円に対する平成27年12月1日から、元金24,960円に対する平成28年1月1日から、元金25,033円に対する平成28年2月1日から、元金25,106円に対する平成28年3月1日から、元金25,179円に対する平成28年4月1日から、元金25,252円に対する平成28年5月1日から、元金25,326円に対する平成28年6月1日から、元金25,400円に対する平成28年7月1日から、元金25,474円に対する平成28年8月1日から、元金25,548円に対する平成28年9月1日から、元金25,623円に対する平成28年10月1日から、元金25,698円に対する平成28年11月1日から、元金25,772円に対する平成28年12月1日から、元金25,848円に対する平成29年1月1日から、元金25,923円に対する平成29年2月1日から、元金25,999円に対する平成29年3月1日から、元金26,074円に対する平成29年4月1日から、元金131,307円に対する平成29年5月1日から、それぞれ支払い済みまで100円につき1日3銭の割合による金員を支払え。

2 被告らは、原告に対し、連帯して金9,755,061円及び元金14,001円に対する平成5年3月24日から、元金14,415円に対する平成6年2月1日から、元金14,457

円に対する平成6年3月1日から、元金14,499円に対する平成6年4月1日から、元金14,541円に対する平成6年5月1日から、元金14,584円に対する平成6年6月1日から、元金14,626円に対する平成6年7月1日から、元金14,669円に対する平成6年8月1日から、元金14,711円に対する平成6年9月1日から、元金14,754円に対する平成6年10月1日から、元金14,797円に対する平成6年11月1日から、元金14,841円に対する平成6年12月1日から、元金14,884円に対する平成7年1月1日から、元金14,927円に対する平成7年2月1日から、元金14,971円に対する平成7年3月1日から、元金15,014円に対する平成7年4月1日から、元金15,058円に対する平成7年5月1日から、元金15,102円に対する平成7年6月1日から、元金15,146円に対する平成7年7月1日から、元金15,190円に対する平成7年8月1日から、元金15,235円に対する平成7年9月1日から、元金15,279円に対する平成7年10月1日から、元金15,324円に対する平成7年11月1日から、元金15,368円に対する平成7年12月1日から、元金15,413円に対する平成8年1月1日から、元金15,458円に対する平成8年2月1日から、元金15,503円に対する平成8年3月1日から、元金15,548円に対する平成8年4月1日から、元金15,594円に対する平成8年5月1日から、元金15,639円に対する平成8年6月1日から、元金15,685円に対する平成8年7月1日から、元金15,731円に対する平成8年8月1日から、元金15,777円に対する平成8年9月1日から、元金15,823円に対する平成8年10月1日から、元金15,869円に対する平成8年11月1日から、元金15,915円に対する平成8年12月1日から、元金15,961円に対する平成9年1月1日から、元金16,008円に対する平成9年2月1日から、元金16,055円に対する平成9年3月1日から、元金16,102円に対する平成9年4月1日から、元金16,148円に対する平成9年5月1日から、元金16,196円に対する平成9年6月1日から、元金16,243円に対する平成9年7月1日から、元金16,290円に対する平成9年8月1日から、元金16,338円に対する平成9年9月1日から、元金16,385円に対する平成9年10月1日から、元金16,433円に対する平成9年11月1日から、元金16,481円に対する平成9年12月1日から、元金16,529円に対する平成10年1月1日から、元金16,577円に対する平成10年2月1日から、元金16,626

円に対する平成 10 年 3 月 1 日から、元金 16,674 円に対する平成 10 年 4 月 1 日から、元金 16,723 円に対する平成 10 年 5 月 1 日から、元金 16,772 円に対する平成 10 年 6 月 1 日から、元金 16,821 円に対する平成 10 年 7 月 1 日から、元金 16,870 円に対する平成 10 年 8 月 1 日から、元金 16,919 円に対する平成 10 年 9 月 1 日から、元金 16,968 円に対する平成 10 年 10 月 1 日から、元金 17,018 円に対する平成 10 年 11 月 1 日から、元金 17,067 円に対する平成 10 年 12 月 1 日から、元金 17,117 円に対する平成 11 年 1 月 1 日から、元金 17,167 円に対する平成 11 年 2 月 1 日から、元金 17,217 円に対する平成 11 年 3 月 1 日から、元金 17,267 円に対する平成 11 年 4 月 1 日から、元金 17,318 円に対する平成 11 年 5 月 1 日から、元金 17,368 円に対する平成 11 年 6 月 1 日から、元金 17,419 円に対する平成 11 年 7 月 1 日から、元金 17,470 円に対する平成 11 年 8 月 1 日から、元金 17,521 円に対する平成 11 年 9 月 1 日から、元金 17,572 円に対する平成 11 年 10 月 1 日から、元金 17,623 円に対する平成 11 年 11 月 1 日から、元金 17,674 円に対する平成 11 年 12 月 1 日から、元金 17,726 円に対する平成 12 年 1 月 1 日から、元金 17,778 円に対する平成 12 年 2 月 1 日から、元金 17,829 円に対する平成 12 年 3 月 1 日から、元金 17,881 円に対する平成 12 年 4 月 1 日から、元金 17,934 円に対する平成 12 年 5 月 1 日から、元金 17,986 円に対する平成 12 年 6 月 1 日から、元金 18,038 円に対する平成 12 年 7 月 1 日から、元金 18,091 円に対する平成 12 年 8 月 1 日から、元金 18,144 円に対する平成 12 年 9 月 1 日から、元金 18,197 円に対する平成 12 年 10 月 1 日から、元金 18,250 円に対する平成 12 年 11 月 1 日から、元金 18,303 円に対する平成 12 年 12 月 1 日から、元金 18,356 円に対する平成 13 年 1 月 1 日から、元金 18,410 円に対する平成 13 年 2 月 1 日から、元金 18,464 円に対する平成 13 年 3 月 1 日から、元金 18,517 円に対する平成 13 年 4 月 1 日から、元金 18,571 円に対する平成 13 年 5 月 1 日から、元金 18,626 円に対する平成 13 年 6 月 1 日から、元金 18,680 円に対する平成 13 年 7 月 1 日から、元金 18,734 円に対する平成 13 年 8 月 1 日から、元金 18,789 円に対する平成 13 年 9 月 1 日から、元金 18,844 円に対する平成 13 年 10 月 1 日から、元金 18,899 円に対する平成 13 年 11 月 1 日から、元金 18,954 円に対する平成 13 年 12 月 1 日から、元金 19,009 円に対する平成 14 年 1 月 1 日か

ら、元金 19,065 円に対する平成 14 年 2 月 1 日から、元金 19,120 円に対する平成 14 年 3 月 1 日から、元金 19,176 円に対する平成 14 年 4 月 1 日から、元金 19,232 円に対する平成 14 年 5 月 1 日から、元金 19,288 円に対する平成 14 年 6 月 1 日から、元金 19,344 円に対する平成 14 年 7 月 1 日から、元金 19,401 円に対する平成 14 年 8 月 1 日から、元金 19,457 円に対する平成 14 年 9 月 1 日から、元金 19,514 円に対する平成 14 年 10 月 1 日から、元金 19,571 円に対する平成 14 年 11 月 1 日から、元金 19,628 円に対する平成 14 年 12 月 1 日から、元金 19,685 円に対する平成 15 年 1 月 1 日から、元金 19,743 円に対する平成 15 年 2 月 1 日から、元金 19,800 円に対する平成 15 年 3 月 1 日から、元金 19,858 円に対する平成 15 年 4 月 1 日から、元金 19,916 円に対する平成 15 年 5 月 1 日から、元金 19,974 円に対する平成 15 年 6 月 1 日から、元金 20,032 円に対する平成 15 年 7 月 1 日から、元金 20,091 円に対する平成 15 年 8 月 1 日から、元金 20,149 円に対する平成 15 年 9 月 1 日から、元金 20,208 円に対する平成 15 年 10 月 1 日から、元金 20,267 円に対する平成 15 年 11 月 1 日から、元金 20,326 円に対する平成 15 年 12 月 1 日から、元金 20,385 円に対する平成 16 年 1 月 1 日から、元金 20,445 円に対する平成 16 年 2 月 1 日から、元金 20,505 円に対する平成 16 年 3 月 1 日から、元金 20,564 円に対する平成 16 年 4 月 1 日から、元金 20,624 円に対する平成 16 年 5 月 1 日から、元金 20,684 円に対する平成 16 年 6 月 1 日から、元金 20,745 円に対する平成 16 年 7 月 1 日から、元金 20,805 円に対する平成 16 年 8 月 1 日から、元金 20,866 円に対する平成 16 年 9 月 1 日から、元金 20,927 円に対する平成 16 年 10 月 1 日から、元金 20,988 円に対する平成 16 年 11 月 1 日から、元金 21,049 円に対する平成 16 年 12 月 1 日から、元金 21,110 円に対する平成 17 年 1 月 1 日から、元金 21,172 円に対する平成 17 年 2 月 1 日から、元金 21,234 円に対する平成 17 年 3 月 1 日から、元金 21,296 円に対する平成 17 年 4 月 1 日から、元金 21,358 円に対する平成 17 年 5 月 1 日から、元金 21,420 円に対する平成 17 年 6 月 1 日から、元金 21,483 円に対する平成 17 年 7 月 1 日から、元金 21,545 円に対する平成 17 年 8 月 1 日から、元金 21,608 円に対する平成 17 年 9 月 1 日から、元金 21,671 円に対する平成 17 年 10 月 1 日から、元金 21,734 円に対する平成 17 年 11 月 1 日から、元金 21,798 円に対する平成

17年12月1日から、元金21,861円に対する平成18年1月1日から、元金21,925円に対する平成18年2月1日から、元金21,989円に対する平成18年3月1日から、元金22,053円に対する平成18年4月1日から、元金22,117円に対する平成18年5月1日から、元金22,182円に対する平成18年6月1日から、元金22,247円に対する平成18年7月1日から、元金22,312円に対する平成18年8月1日から、元金22,377円に対する平成18年9月1日から、元金22,442円に対する平成18年10月1日から、元金22,507円に対する平成18年11月1日から、元金22,573円に対する平成18年12月1日から、元金22,639円に対する平成19年1月1日から、元金22,705円に対する平成19年2月1日から、元金22,771円に対する平成19年3月1日から、元金22,838円に対する平成19年4月1日から、元金22,904円に対する平成19年5月1日から、元金22,971円に対する平成19年6月1日から、元金23,038円に対する平成19年7月1日から、元金23,105円に対する平成19年8月1日から、元金23,173円に対する平成19年9月1日から、元金23,240円に対する平成19年10月1日から、元金23,308円に対する平成19年11月1日から、元金23,376円に対する平成19年12月1日から、元金23,444円に対する平成20年1月1日から、元金23,512円に対する平成20年2月1日から、元金23,581円に対する平成20年3月1日から、元金23,650円に対する平成20年4月1日から、元金23,719円に対する平成20年5月1日から、元金23,788円に対する平成20年6月1日から、元金23,857円に対する平成20年7月1日から、元金23,927円に対する平成20年8月1日から、元金23,997円に対する平成20年9月1日から、元金24,067円に対する平成20年10月1日から、元金24,137円に対する平成20年11月1日から、元金24,207円に対する平成20年12月1日から、元金24,278円に対する平成21年1月1日から、元金24,349円に対する平成21年2月1日から、元金24,420円に対する平成21年3月1日から、元金24,491円に対する平成21年4月1日から、元金24,562円に対する平成21年5月1日から、元金24,634円に対する平成21年6月1日から、元金24,706円に対する平成21年7月1日から、元金24,778円に対する平成21年8月1日から、元金24,850円に対する平成21年9月1日から、元金24,923円に対する平成21年10月1日から、元金24,995

円に対する平成 21 年 11 月 1 日から、元金 25,068 円に対する平成 21 年 12 月 1 日
から、元金 25,141 円に対する平成 22 年 1 月 1 日から、元金 25,215 円に対する平
成 22 年 2 月 1 日から、元金 25,288 円に対する平成 22 年 3 月 1 日から、元金 25,362
円に対する平成 22 年 4 月 1 日から、元金 25,436 円に対する平成 22 年 5 月 1 日か
ら、元金 25,510 円に対する平成 22 年 6 月 1 日から、元金 25,585 円に対する平成
22 年 7 月 1 日から、元金 25,659 円に対する平成 22 年 8 月 1 日から、元金 25,734
円に対する平成 22 年 9 月 1 日から、元金 25,809 円に対する平成 22 年 10 月 1 日か
ら、元金 25,884 円に対する平成 22 年 11 月 1 日から、元金 25,960 円に対する平成
22 年 12 月 1 日から、元金 26,036 円に対する平成 23 年 1 月 1 日から、元金 26,112
円に対する平成 23 年 2 月 1 日から、元金 26,188 円に対する平成 23 年 3 月 1 日か
ら、元金 26,264 円に対する平成 23 年 4 月 1 日から、元金 26,341 円に対する平成
23 年 5 月 1 日から、元金 26,417 円に対する平成 23 年 6 月 1 日から、元金 26,495
円に対する平成 23 年 7 月 1 日から、元金 26,572 円に対する平成 23 年 8 月 1 日か
ら、元金 26,649 円に対する平成 23 年 9 月 1 日から、元金 26,727 円に対する平成
23 年 10 月 1 日から、元金 26,805 円に対する平成 23 年 11 月 1 日から、元金 26,883
円に対する平成 23 年 12 月 1 日から、元金 26,962 円に対する平成 24 年 1 月 1 日か
ら、元金 27,040 円に対する平成 24 年 2 月 1 日から、元金 27,119 円に対する平成
24 年 3 月 1 日から、元金 27,198 円に対する平成 24 年 4 月 1 日から、元金 27,278
円に対する平成 24 年 5 月 1 日から、元金 27,357 円に対する平成 24 年 6 月 1 日か
ら、元金 27,437 円に対する平成 24 年 7 月 1 日から、元金 27,517 円に対する平成
24 年 8 月 1 日から、元金 27,597 円に対する平成 24 年 9 月 1 日から、元金 27,678
円に対する平成 24 年 10 月 1 日から、元金 27,758 円に対する平成 24 年 11 月 1 日
から、元金 27,839 円に対する平成 24 年 12 月 1 日から、元金 27,921 円に対する平
成 25 年 1 月 1 日から、元金 28,002 円に対する平成 25 年 2 月 1 日から、元金 28,084
円に対する平成 25 年 3 月 1 日から、元金 28,166 円に対する平成 25 年 4 月 1 日か
ら、元金 28,248 円に対する平成 25 年 5 月 1 日から、元金 28,330 円に対する平成
25 年 6 月 1 日から、元金 28,413 円に対する平成 25 年 7 月 1 日から、元金 28,496
円に対する平成 25 年 8 月 1 日から、元金 28,579 円に対する平成 25 年 9 月 1 日か

ら、元金 28,662 円に対する平成 25 年 10 月 1 日から、元金 28,746 円に対する平成 25 年 11 月 1 日から、元金 28,829 円に対する平成 25 年 12 月 1 日から、元金 28,914 円に対する平成 26 年 1 月 1 日から、元金 28,998 円に対する平成 26 年 2 月 1 日から、元金 29,082 円に対する平成 26 年 3 月 1 日から、元金 29,167 円に対する平成 26 年 4 月 1 日から、元金 29,252 円に対する平成 26 年 5 月 1 日から、元金 29,338 円に対する平成 26 年 6 月 1 日から、元金 29,423 円に対する平成 26 年 7 月 1 日から、元金 29,509 円に対する平成 26 年 8 月 1 日から、元金 29,595 円に対する平成 26 年 9 月 1 日から、元金 29,681 円に対する平成 26 年 10 月 1 日から、元金 29,768 円に対する平成 26 年 11 月 1 日から、元金 29,855 円に対する平成 26 年 12 月 1 日から、元金 29,942 円に対する平成 27 年 1 月 1 日から、元金 30,029 円に対する平成 27 年 2 月 1 日から、元金 30,117 円に対する平成 27 年 3 月 1 日から、元金 30,205 円に対する平成 27 年 4 月 1 日から、元金 30,293 円に対する平成 27 年 5 月 1 日から、元金 30,381 円に対する平成 27 年 6 月 1 日から、元金 30,470 円に対する平成 27 年 7 月 1 日から、元金 30,559 円に対する平成 27 年 8 月 1 日から、元金 30,648 円に対する平成 27 年 9 月 1 日から、元金 30,737 円に対する平成 27 年 10 月 1 日から、元金 30,827 円に対する平成 27 年 11 月 1 日から、元金 30,917 円に対する平成 27 年 12 月 1 日から、元金 31,007 円に対する平成 28 年 1 月 1 日から、元金 31,097 円に対する平成 28 年 2 月 1 日から、元金 31,188 円に対する平成 28 年 3 月 1 日から、元金 31,279 円に対する平成 28 年 4 月 1 日から、元金 31,370 円に対する平成 28 年 5 月 1 日から、元金 31,462 円に対する平成 28 年 6 月 1 日から、元金 31,553 円に対する平成 28 年 7 月 1 日から、元金 31,646 円に対する平成 28 年 8 月 1 日から、元金 31,738 円に対する平成 28 年 9 月 1 日から、元金 31,830 円に対する平成 28 年 10 月 1 日から、元金 31,923 円に対する平成 28 年 11 月 1 日から、元金 32,016 円に対する平成 28 年 12 月 1 日から、元金 32,110 円に対する平成 29 年 1 月 1 日から、元金 32,203 円に対する平成 29 年 2 月 1 日から、元金 32,297 円に対する平成 29 年 3 月 1 日から、元金 32,391 円に対する平成 29 年 4 月 1 日から、元金 362,245 円に対する平成 29 年 5 月 1 日から、それぞれ支払い済みまで 100 円につき 1 日 3 銭の割合による金員を支払え。

- 3 訴訟費用は被告らの負担とする。
との判決並びに仮執行宣言を求める。

第2 請求の原因

- 1 原告は、訴外債務者C（以下「主債務者」という。）に対し、次の約定で宅地取得資金及び住宅新築資金を貸し付けた（以下「本件貸付」という。）。

- (1) 宅地取得資金（甲1号証、以下「本件宅地取得資金」という。）

ア 貸付金額 5,300,000円

イ 貸付日 平成4年8月25日

ウ 利率 年3.5パーセント

エ 償還方法 元利均等償還により、平成4年9月25日を初回とし、以後平成29年8月25日まで毎月末金26,533円ずつ、300回に分割して償還する。ただし、最終回の償還金は26,322円とする。

オ 違約金 償還期限の翌日から支払の日までの日数に応じ100円につき1日3銭の割合。

- (2) 住宅新築資金（甲2号証、以下「本件住宅新築資金」という。）

ア 貸付金額 6,700,000円

イ 貸付日 平成5年2月23日

ウ 利率 年3.5パーセント

エ 償還方法 元利均等償還により、平成5年3月23日を初回とし、以後平成30年2月23日まで毎月末金33,542円ずつ、300回に分割して償還する。ただし、最終回の償還金は33,183円とする。

オ 違約金 償還期限の翌日から支払の日までの日数に応じ100円につき1日3銭の割合。

- 2 被告らは、原告との間で、本件宅地取得資金について平成4年8月25日、本件住宅新築資金について平成5年2月23日、前項に基づく各貸金返還債務をそれぞれ主債務者と連帯して保証するとの合意をした。（以下、「本件連帯保証契約」という。）

3 主債務者は、本件宅地取得資金について、平成5年12月24日までに金291,863円を支払い、残元金が5,174,894円、未払いの約定利息2,492,932円となり、本件住宅新築資金について、平成5年12月24日までに金301,878円を支払い、残元金が6,572,139円、未払いの約定利息3,188,224円となった。(甲3号証、甲4号証)

4 主債務者は、本件宅地取得資金について、平成4年11月分から平成5年3月分、平成6年1月分から平成29年3月分までの償還金の支払いを怠り、本件住宅新築資金について、平成5年3月分、平成6年1月分から平成29年3月分までの償還金の支払いを怠り、平成29年4月5日に主債務者に到達した原告の請求により同月30日の経過をもって、前項の残債務について期限の利益を喪失した。(甲5号証、甲6号証、甲7号証)

なお、原告は、主債務者に対し、平成29年4月4日、甲5号証の内容証明郵便及び同内容証明郵便と同一内容の期限の利益喪失通知(特定記録郵便)を同時に発送し、このうち後者が平成29年4月5日に主債務者に到達したものである。

5 貸金の残額

本件宅地取得資金(甲8号証)

(1)元金5,174,894円

(2)利息2,492,167円

(3)違約金 平成4年12月1日以降未払いの各償還期限の翌日以後、それぞれ支払済みまで100円につき1日3銭の割合による金員

本件住宅新築資金(甲9号証)

(1)元金6,572,139円

(2)利息3,182,922円

(3)違約金 平成5年3月24日以降未払いの各償還期限の翌日以後、それぞれ支払済みまで100円につき1日3銭の割合による金員

6 よって、原告は、被告らに対し、本件連帯保証契約に基づき、請求の趣旨記載の支払を求める。

第3 関連事実

- 1 原告は、主債務者に対し、平成28年12月28日、普通郵便により督促状（甲10号証）を送付し、続けて、平成29年1月24日、内容証明郵便（甲11号証）を送付して、本件宅地取得資金及び本件住宅新築資金の支払請求を行ったが、後者の内容証明郵便については、平成29年2月2日、保管期間切れのため、〇〇郵便局へ返戻され、同月3日、徳島中央郵便局、小松島郵便局、差出人へと返戻された。（甲12号証）
- 2 最高裁平成10年6月11日判決・民集52巻4号1034頁によると、甲10号証の督促状から、甲11号証の内容証明郵便の内容である本件宅地取得資金及び本件住宅新築資金の支払請求は、十分に推知でき、受領の意思があれば、郵便物の受取方法を指定することによって容易に受領できたと解するべきであり、遅くとも留置期間の満了した平成29年2月2日に主債務者へ到達したと言える。
- 3 原告は、前項の到達日（平成29年2月2日）から6か月以内の平成29年5月25日、本件宅地取得資金及び本件住宅新築資金を原資として、主債務者が取得した宅地及び新築した建物に設定された、原告を抵当権者とする抵当権に基づき、徳島地方裁判所へ担保不動産競売を申立て、同年6月12日、担保不動産競売開始決定（平成29年（ケ）第45号）を得た。（甲13号証）
- 4 以上により、本件貸付に係る支払債務の時効は中断した。

以上

証拠方法

- 1 甲 1 号証 住宅新築資金等貸借契約書並びに抵当権設定契約書
(本件宅地取得資金)
- 2 甲 2 号証 住宅新築資金等貸借契約書並びに抵当権設定契約書
(本件住宅新築資金)
- 3 甲 3 号証 計算書 (本件宅地取得資金)
- 4 甲 4 号証 計算書 (本件住宅新築資金)
- 5 甲 5 号証 内容証明郵便
- 6 甲 6 号証 内容証明郵便追跡結果
- 7 甲 7 号証 特定記録郵便追跡結果
- 8 甲 8 号証 計算書 (本件宅地取得資金)
- 9 甲 9 号証 計算書 (本件住宅新築資金)
- 10 甲 10 号証 督促状
- 11 甲 11 号証 内容証明郵便
- 12 甲 12 号証 内容証明郵便追跡結果
- 13 甲 13 号証 担保不動産競売開始決定通知書

付属書類

- 1 訴状副本 2 通
- 2 甲号証 (写し) 各 3 通
- 3 証拠説明書副本 2 通
- 4 代理人指定書 1 通